

令和8年度 健康診断受診料助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定

令和8年6月18日改定

公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）従業員の健康診断の受診促進を図り、健康起因による交通事故防止に資することを目的に、会員事業者の従業員が受診する健康診断料の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、18,000,000円とする。

(助成額)

第3条 助成金の額は、1名あたり2,000円とする。

(助成枠)

第4条 助成枠は、下記のとおりとする。

- (1) 1会員事業者あたりの申請可能人数は、令和8年4月1日現在における青ト協が把握する保有車両台数に2を乗じた人数とする。
- (2) 車両台数が5台未満の限定・霊柩事業者は10人を上限とする。

(助成対象)

第5条 助成対象事業者は、青森県内に拠点を置き、雇用する従業員（管理者、内勤者を含む）の定期健康診断（雇入時健診を含む）及び深夜業務従事者2回目健診の受診料を支払った会員事業者とする。

(対象期間)

第6条 令和8年4月1日から令和9年3月末日まで（対象期間内に、受診及び受診料の支払いが完了していること。）

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、第6条に定める期日までに様式1「健康診断受診料助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければならない。ただし、令和9年3月末日までに事前連絡があった場合のみ、書類提出期限を令和9年4月5日必着に延長する。

(助成金交付)

第8条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査

し、助成対象と認めるときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第6条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第9条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。